

院内感染対策委員会設置要綱

（目的）

第1条 本要綱は、病院に院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、院内感染等に対処することを目的とする。

（組織）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、病院長をはじめとする各部門責任者など、感染症対策に関し相当の経験を有する医師等により構成する。

- 2 委員長、副委員長及び記録係は病院長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

（任期）

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（委員）診療部：病院長 副院長、薬剤師、放射線技師、
ケア部：部長、師長、介護リーダー、介護支援専門員
事務部門：事務局長、事務局担当者
栄養部門：管理栄養士

（委員会及び会議）

第4条 委員長は、月1回程度定期的に委員会の会議（以下「会議」という。）を開催し、その議長となる。

- 2 会議は委員長又は副委員長、及び過半数の委員の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の具体的な実行のため、委員会の下に感染制御チーム（Infection Control Team: ICT）、感染対策推進チームを置く。
- 4 委員会は、各部会に調査検討を指示し、その結果につき協議する。
- 5 感染制御チームは、週1回程度作成される「感染情報レポート」をもとに各種サーベイランスの実施や、アウトブレイクあるいは異常発生の特定制圧に努め、院内感染防止対策について協議する。
- 6 標準予防策推進チームは看護師・介護士を中心に構成され、院内ラウンドによるスタンダードプリコーションの実践状況の把握、現場のニーズに応じたマニュアル、ハンドブックの改定や、体験型研修の企画等の教育啓蒙活動を推進する。

（回議）

第5条 委員長は、委員会の審議を要する事項で、緊急を要する会議を招集する

時間的余裕のないことが明らかな場合は、委員に回議して事項の決定をすることができる。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、委員会において必要があるときは、事業内容に応じ当該関係職員に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（チーム）

第7条 委員長は、委員の中からチームリーダーを指名する。

2 チームリーダーは、委員及び必要に応じて委員以外の職員を指名し、委員会から指示された事項について調査検討を行う。

第8条 委員会の活動内容は次のとおりとし、その内容により他の関連部署との連携をとるものとする。

- （1） 院内感染のサーベイランスに関すること
- （2） 院内感染のマニュアル・ハンドブック作成に関すること
- （3） 院内感染等の予防と対策に必要な教育及び啓蒙に関すること
- （4） 感染症の届出、保健所との連携、その対策に関すること
- （5） 感染症患者入院計画に関すること
- （6） 職員の健康管理及び衛生管理に関すること
- （7） アウトブレイクあるいは異常発生の特定制圧に関すること
- （8） その他委員会が必要と認めたこと

（報告）

第9条 委員長は、会議の結果を取りまとめ、必要に応じて報告しなければならない。

2 会議の記録（以下「会議録」という。）は、記録係が作成し、事務局庶務課経由のうえ病院長の決済を得て保管する。

3 会議録は、記録係交代時には後任者に引き継ぐものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は医療安全管理部感染対策室において処理する。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長の定めるところによる。

2 本要綱の改変は病院長の決済を経て行う。

2014年4月改定

2016年4月改訂

2024年9月改訂

2025年9月改訂